

⊕ 休眠会社を活用した租税回避にメス

Q : 今年度の税制改正では、赤字会社を利用した租税回避が盛り込まれるとか。どのような内容になるのですか？

A : 次のような内容になるようです。

【解説】

赤字会社を活用した租税回避とは、休眠中の欠損会社を買収して、その会社の繰越欠損金を使って黒字を消すというスキームですが、近年こうした動きが多くなってきたことから、今年度の税制改正では、これに対する対応策がとられます。

具体的には、欠損会社を買取って、その会社の株式を保有することとなった日から5年以内に、従前から営む事業を廃止するとともに、その事業規模を大幅に超える事業を開始するなど一定の事由に該当することとなった場合には、そうした事由に該当することとなった事業年度前に生じた欠損金について、欠損金の繰越控除の適用ができなくなります。さらには、その事業年度開始の日から3年以内に生じた資産の譲渡損失なども損金に算入できなくなるとのことです。

なお、この規定の対象となるのは、欠損会社の発行済株式総数の50%超の株式を直接又は間接保有する会社についてで、適用は、今年の4月1日以後に株式を保有された欠損会社からです。

